

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

《議案説明事項》

- (1) 【議案第3号, 13号, 14号関係】
- 平成25年度当初予算について 1
 - 指定管理者の更新について 5
- (2) 【議案第75号, 81号, 82号関係】
- 平成24年度補正予算について 13

《所管事項》

- (1) 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定
による提出資料について 17

平成25年3月19日

県 土 整 備 部

【議案補充説明1】 平成25年度当初予算について

上段（ ）は、2月補正予算を含む。

1 会計別総括表

(単位：千円)

| 区 分 | 平成24年度 当初予算 A | 平成25年度 当初予算 B | 対前年度比 B/A |
|-------------|---------------------|-----------------------------|----------------|
| 一 般 会 計 | 79,944,982 | (92,060,498) 78,379,971 | (115%) 98% |
| 流域下水道事業特別会計 | 14,121,110 | (11,985,280) 11,985,280 | (85%) 85% |
| 港湾整備事業特別会計 | 135,400 | (150,165) 150,165 | (111%) 111% |
| 合 計 | 94,201,492 | (104,195,943) 90,515,416 | (111%) 96% |

2 事業別総括表 (一般会計)

(単位：千円)

| 区 分 | 平成24年度 当初予算 A | 平成25年度 当初予算 B | 対前年度比 B/A |
|-----------|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 公 共 事 業 | 国 補 公 共 事 業 | 21,576,038 | (29,487,519) 21,802,070 101% |
| | 直 轄 事 業 | 17,299,792 | (23,295,078) 17,300,000 100% |
| | 県 単 公 共 事 業 | 21,413,770 | (19,165,644) 19,165,644 90% |
| | 受 託 公 共 事 業 | 758,067 | (517,045) 517,045 68% |
| | 災 害 復 旧 事 業 | 6,427,213 | (5,634,154) 5,634,154 88% |
| | 計 | 67,474,880 | (78,099,440) 64,418,913 95% |
| 非 公 共 事 業 | 12,470,102 | (13,961,058) 13,961,058 112% | |
| 合 計 | 79,944,982 | (92,060,498) 78,379,971 98% | |

3 事業別明細表 (一般会計)

(単位:千円)

| 区 分 | | 平成24年度 当初予算 A | 平成25年度 当初予算 B | 対前年度比 B/A |
|----------------------------|-----------------|------------------|----------------------------|----------------|
| 国 補 公 共 事 業 | 道 路 事 業 | 11,765,342 | (17,073,856) 11,765,767 | (145%) 100% |
| | 河 川 砂 防 事 業 | 5,315,525 | (6,542,602) 5,316,242 | (123%) 100% |
| | 港 湾 海 岸 事 業 | 1,950,100 | (2,567,800) 2,077,800 | (132%) 107% |
| | 都 市 計 画 事 業 | 1,794,873 | (2,644,288) 1,983,288 | (147%) 110% |
| | 住 宅 事 業 | 180,198 | (194,330) 194,330 | (108%) 108% |
| | 災 害 関 連 助 成 事 業 | 570,000 | (464,643) 464,643 | (82%) 82% |
| | 計 | 21,576,038 | (29,487,519) 21,802,070 | (137%) 101% |
| 直 轄 事 業 | 道 路 事 業 | 13,858,500 | (17,859,000) 13,859,000 | (129%) 100% |
| | 河 川 砂 防 事 業 | 3,040,459 | (4,889,612) 3,040,000 | (161%) 100% |
| | 港 湾 海 岸 事 業 | 240,833 | (377,666) 241,000 | (157%) 100% |
| | 公 園 事 業 | 160,000 | (168,800) 160,000 | (106%) 100% |
| | 計 | 17,299,792 | (23,295,078) 17,300,000 | (135%) 100% |
| 県 単 公 共 事 業 | 建 設 | 11,335,453 | (9,068,650) 9,068,650 | (80%) 80% |
| | 維 持 | 8,439,351 | (8,583,438) 8,583,438 | (102%) 102% |
| | 調 査 | 556,000 | (473,990) 473,990 | (85%) 85% |
| | 補 助 金 等 | 1,082,966 | (1,039,566) 1,039,566 | (96%) 96% |
| | 計 | 21,413,770 | (19,165,644) 19,165,644 | (90%) 90% |
| (再掲) 維持修繕関係予算 | | 11,207,284 | (12,619,656) 11,513,346 | (113%) 103% |

注) 「(再掲) 維持修繕関係予算」は、県単公共事業の維持予算のほか、国補公共事業及び県単公共事業の建設予算で実施する公共土木施設の点検、更新・修繕の予算額を集計し再掲しています。

(1) 自然災害から命を守るための緊急基盤整備

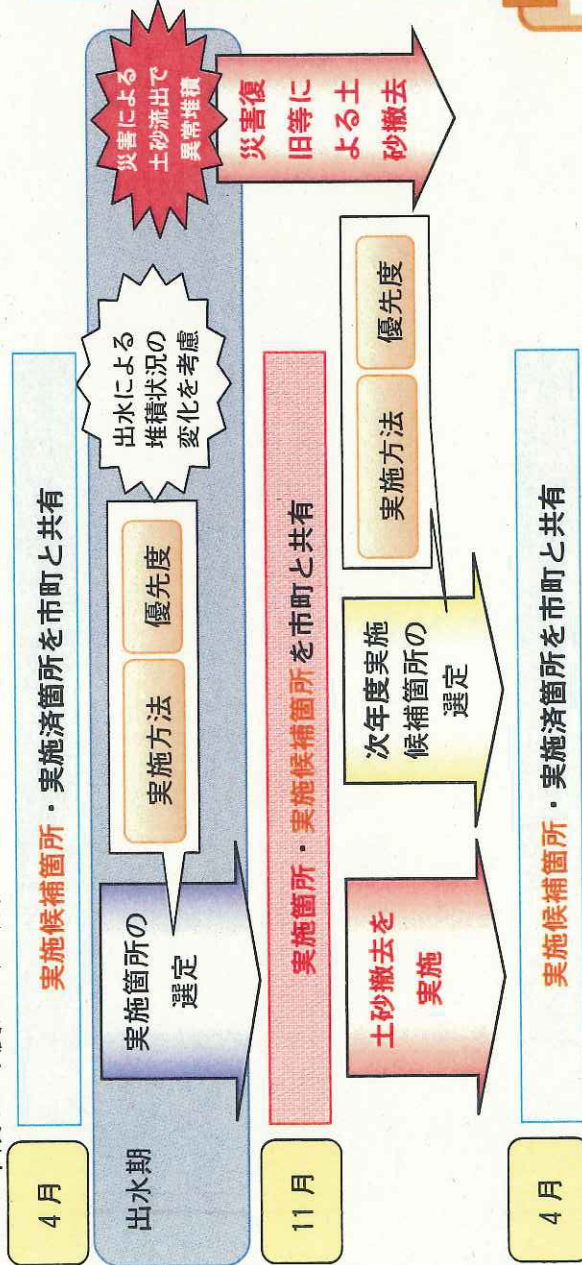
① 激化する異常気象に対応する基盤施設等の緊急整備

【緊急課題解決1】

県土整備部
河川・砂防課 電話 2679
流域管理課 電話 2700
流域維持グループ

【参考】河川堆積土砂撤去の箇所選定の仕組み

河川堆積土砂撤去については、箇所選定段階での地元市町との情報共有や計画的な土砂撤去に取り組みます。撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を基に選定した今後数年間の実施候補箇所や当該年度の実施箇所等を、市町と共有する仕組みを作ります。平成25年度は3建設事務所において試行し、平成26年度から全建設事務所において実施することとしています。



実施方法の考え方
事業方法による区分
○砂利採取を活用する方法
○災害復旧として行う方法
○河川改修として行う方法
○河川維持管理として行う方法
撤去手法による区分
○河床掘削・・・掘削した土砂を撤去
○河床整理・・・河川内の深掘れ箇所へ移動(ヨシ草の除去を含む)
○樹木伐採・・・河川内の樹木を除去

優先度の考え方
箇所の優先度は、治水上の優先度と処分の状況から判断します。
治水安全度の確保
撤去の実現性



指定管理者の更新について

1 指定管理者を更新する施設

平成26年3月31日をもって指定期間が満了する次の5施設について、債務負担行為を設定のうえ更新にかかる手続きを行います。

- 三重県流域下水道施設
- 三重県営住宅<北勢ブロック>
- 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<中勢・伊賀ブロック>
- 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<南勢ブロック>
- 三重県営住宅<東紀州ブロック>

2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより各施設の効用を最大限に発揮し、もって県民サービスの向上及び経費の節減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

- ・ 施設の運営に関する業務
- ・ 施設の維持管理に関する業務
- ・ 施設の利用許可等に関する業務

(3) 指定管理者の指定の予定期間

本県における指定管理者の指定の手続き等に関して必要な事項を定めた「指定管理者制度に関する取扱要綱」第4条に規定する指定期間の標準に基づき、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とします。

(4) 各施設個別の基本的事項（施設の概要、施設の設置目的、成果目標等）

別紙「各施設個別の基本的事項」のとおり

(5) 利用料金制の考え方

「三重県流域下水道施設」における市町の負担金は、当該市町の意見をきいたうえで県議会の議決を経て定めることとされ、「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅」の家賃等も事業主体である県自らが収受すべきものとされていることから、指定管理者において料金を定めることはできません。

3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集の方法

○ 三重県流域下水道施設

三重県の下水道は整備途上であり、流入量、水質が不安定であることから、ライフラインとしてのセーフティネット（安心・安全）を確保するとともに、市町や受益者の負担の軽減を図るため、指定管理者による経営努力が還元されるシステムを継続する必要があることから、下水道事業については非公募により選定します。

○ 三重県営住宅<北勢ブロック>

○ 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<中勢・伊賀ブロック>

○ 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<南勢ブロック>

○ 三重県営住宅<東紀州ブロック>

広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定します。

その際、県内産業の育成や雇用の確保等、地域振興を観点とした地域要件を設けることとします。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公平性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する下水道施設と県営住宅関係の2つの「指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮のうえ、経営に関する専門的な見識を有する者、公共土木施設・建築物に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募委員）などによる計5名の委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会は、事業者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施したうえで、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる事業者を指定管理候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ① 県民の平等な利用が確保できるものであること
- ② 各施設の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ③ 各施設の効用を最大限に発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

- ④ 各施設の管理にかかる経費を節減し、管理の効率化を図るものであること
- ⑤ 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員、財政的基礎を有していること

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

4 今後の日程に関する事項（予定）

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 平成25年 6月 | 選定委員会の開催（審査基準、配点表等を決定） |
| 7月 | 募集開始 |
| 10月 | 9月定例会議に、指定管理候補者の選定状況を報告 |
| 11月 | 指定管理候補者の決定 11月定例会議に、指定管理者の指定議案を提出 |
| 平成26年 1月 | 指定管理者の指定 |
| 2月 | 指定管理者と協定締結 |
| 4月 | 指定管理者による施設管理開始 |

別紙「各施設個別の基本的事項」

| 施設の名 | | 三重県流域下水道施設 |
|------------------------|---|---|
| 施設の概要 | 所在地 | 北部浄化センター 三重郡川越町大字亀崎新田 80 番地の 2 他 南部浄化センター 四日市市楠町北五味塚 1085 番地の 18 雲出川左岸浄化センター 津市雲出鋼管町 52 番地の 5 他 松阪浄化センター 松阪市高須町 3922 番地 他 宮川浄化センター 伊勢市大湊町 1126 番地 |
| | 構造規模等 | 北部浄化センター 処理能力 147,990 m ³ /日 南部浄化センター 処理能力 64,600 m ³ /日 雲出川左岸浄化センター 処理能力 40,220 m ³ /日 松阪浄化センター 処理能力 38,950 m ³ /日 宮川浄化センター 処理能力 20,100 m ³ /日 |
| 施設の設置目的 (役割) | 公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全に資する。 | |
| 施設運営の基本的な方向性 (運営方針) | 流域下水道の効率的な運営を図り、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資する。 | |
| 成果目標 | 目標放流水質 (最大値) 北部浄化センター BOD 14mg/ℓ COD 18mg/ℓ SS 20mg/ℓ T-N 12mg/ℓ T-P 1.3mg/ℓ 汚泥の含水率 北部浄化センター 76.0%以下 (他4処理場も同項目の目標値を設定しています) | |
| 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額 | 23,540,553千円 26年度 4,513,887千円 27年度 4,641,404千円 28年度 4,687,724千円 29年度 4,760,846千円 30年度 4,936,692千円 | |

| 施設の名称 | | 三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞ | 三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 ＜中勢・伊賀ブロック＞ |
|---------------------|-------|--|---|
| 施設の概要 | 所在地 | 桑名市森忠 1073 番地 2 他 | 津市河芸町千里ヶ丘 69 番地 他 |
| | 構造規模等 | 管理戸数 1, 325戸 うち、県営住宅 1, 325戸 RC 493戸 PC 792戸 CB 40戸 | 管理戸数 2, 059戸 うち、県営住宅 2, 039戸 SRC 134戸 RC 621戸 PC 1, 270戸 CB 34戸 |
| 施設の設置目的 (役割) | | 住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅等を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 | 住宅に困窮する低額所得者(特定公共賃貸住宅にあつては中堅所得者)に対して県営住宅等を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 |
| 施設運営の基本的な方向性(運営方針) | | 県営住宅が公の施設として公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、県営住宅等の設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、県がめざす施策の実現に寄与する。 入居者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。 | 県営住宅等が公の施設として公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、県営住宅等の設置目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、県がめざす施策の実現に寄与する。 入居者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。 |
| 成果目標 | | 建物の点検管理 (毎月2回以上の点検) 迅速かつ誠実な対応 (1時間以内の対応) | 建物の点検管理 (毎月2回以上の点検) 迅速かつ誠実な対応 (1時間以内の対応) |
| 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額 | | 1, 066, 848千円 〔 26年度 210, 627千円 27年度 217, 131千円 28年度 217, 824千円 29年度 206, 764千円 30年度 214, 502千円〕 | 1, 256, 801千円 〔 26年度 249, 861千円 27年度 251, 724千円 28年度 256, 113千円 29年度 246, 213千円 30年度 252, 890千円〕 |

| 施設の名称 | | 三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 〈南勢ブロック〉 | 三重県営住宅 〈東紀州ブロック〉 |
|---------------------|-------|---|--|
| 施設の概要 | 所在地 | 松阪市五月町 1497 番地 他 | 尾鷲市小川西町 1 番地 他 |
| | 構造規模等 | 管理戸数 611戸 うち、県営住宅 603戸 RC 134戸 PC 439戸 CB 38戸 | 管理戸数 130戸 うち、県営住宅 130戸 RC 36戸 PC 80戸 CB 14戸 |
| 施設の設置目的 (役割) | | 住宅に困窮する低額所得者(特定公共賃貸住宅にあつては中堅所得者)に対して県営住宅等を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 | 住宅に困窮する低額所得者に対して県営住宅等を供給し、これを低廉な家賃で賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 |
| 施設運営の基本的な方向性(運営方針) | | 県営住宅等が公の施設として公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、県営住宅等の設置目的に従つて施設の効用を最大限に発揮させ、県がめざす施策の実現に寄与する。 入居者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もつて県民福祉の一層の増進を図る。 | 県営住宅が公の施設として公共性を有することを十分に理解し、その趣旨を尊重しながら、自らの創意工夫を活かし、県営住宅等の設置目的に従つて施設の効用を最大限に発揮させ、県がめざす施策の実現に寄与する。 入居者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図り、もつて県民福祉の一層の増進を図る。 |
| 成果目標 | | 建物の点検管理 (毎月2回以上の点検) 迅速かつ誠実な対応 (1時間以内の対応) | 建物の点検管理 (毎月2回以上の点検) 迅速かつ誠実な対応 (1時間以内の対応) |
| 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額 | | 461,835千円 〔 26年度 94,888千円 27年度 99,445千円 28年度 106,507千円 29年度 86,014千円 30年度 74,981千円〕 | 143,497千円 〔 26年度 31,961千円 27年度 27,176千円 28年度 25,139千円 29年度 32,344千円 30年度 26,877千円〕 |

【議案補充説明2】 平成24年度補正予算について

(会計別総括表)

(単位：千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の予算額 |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 一 般 会 計 | 103,589,707 | 581,928 | 104,171,635 |
| 土木費 | 93,709,438 | △63,926 | 93,645,512 |
| 災害復旧費 | 9,880,269 | 645,854 | 10,526,123 |
| 特 別 会 計 | 13,682,926 | △93,214 | 13,589,712 |
| 港湾整備事業特別会計 | 137,989 | △4,468 | 133,521 |
| 流域下水道事業特別会計 | 13,544,937 | △88,746 | 13,456,191 |
| 合 計 | 117,272,633 | 488,714 | 117,761,347 |

(事業別総括表)

(単位：千円)

| 区 分 | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の予算額 | |
|-----------|-------|-------------|----------|-------------|
| 公 共 事 業 | 一般会計 | 35,777,599 | 52,506 | 35,830,105 |
| | 下水道特会 | 5,353,579 | △22,189 | 5,331,390 |
| | 合 計 | 41,131,178 | 30,317 | 41,161,495 |
| 直 轄 事 業 | 一般会計 | 24,670,498 | △76,726 | 24,593,772 |
| 県 単 事 業 | 一般会計 | 19,281,239 | 78,122 | 19,359,361 |
| | 下水道特会 | 116,946 | △13,281 | 103,665 |
| | 合 計 | 19,398,185 | 64,841 | 19,463,026 |
| 災害復旧事業 | 一般会計 | 9,880,269 | 592,042 | 10,472,311 |
| そ の 他 事 業 | 一般会計 | 13,980,102 | △64,016 | 13,916,086 |
| | 港湾特会 | 137,989 | △4,468 | 133,521 |
| | 下水道特会 | 8,074,412 | △53,276 | 8,021,136 |
| | 合 計 | 22,192,503 | △121,760 | 22,070,743 |
| 合 計 | 一般会計 | 103,589,707 | 581,928 | 104,171,635 |
| | 港湾特会 | 137,989 | △4,468 | 133,521 |
| | 下水道特会 | 13,544,937 | △88,746 | 13,456,191 |
| | 合 計 | 117,272,633 | 488,714 | 117,761,347 |

【公 共 事 業】 30, 317千円

| | |
|---------------------------|------------|
| ○ 一般会計 | 52, 506千円 |
| (主なもの) | |
| 道路事業 国補道路改築費など | 81, 240千円 |
| 災害関連事業 河川災害関連事業費など | 26, 130千円 |
| 都市計画事業 街路整備・地域活力基盤創造事業費など | |
| | △50, 818千円 |
| ○ 流域下水道事業特別会計 | △22, 189千円 |
| (主なもの) | |
| 国補中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸)建設費 | △18, 085千円 |

【直 轄 事 業】 △76, 726千円

| | |
|-----------|------------|
| ○ 一般会計 | △76, 726千円 |
| (主なもの) | |
| 直轄河川事業負担金 | △33, 175千円 |
| 直轄公園事業負担金 | △24, 274千円 |

【県 単 事 業】 64, 841千円

| | |
|----------------------|------------|
| ○ 一般会計 | 78, 122千円 |
| (主なもの) | |
| 県単維持事業 公共土木施設維持管理費など | 216, 625千円 |
| 県単調査事業 道路調査費など | △62, 328千円 |
| 県単その他 公共用地取得対策費など | △31, 640千円 |
| ○ 流域下水道事業特別会計 | △13, 281千円 |
| (主なもの) | |
| 下水道対策費 | △13, 281千円 |

【災害復旧事業】 592,042千円

| | |
|------------------|-----------|
| ○ 一般会計 | 592,042千円 |
| (主なもの) | |
| 平成24年災害土木(建設)復旧費 | 508,041千円 |
| 平成24年県単災害土木復旧費 | 84,000千円 |

【その他事業】 △121,760千円

| | |
|---------------------|-----------|
| ○ 一般会計 | △64,016千円 |
| (主なもの) | |
| 待ったなし!耐震化プロジェクト | 164,257千円 |
| 受託事業 | △76,086千円 |
| 流域下水道事業特別会計繰出金 | △25,299千円 |
| 港湾整備事業特別会計繰出金 | △17,397千円 |
| ○ 港湾整備事業特別会計 | △4,468千円 |
| (主なもの) | |
| 管理費 | △4,468千円 |
| ○ 流域下水道事業特別会計 | △53,276千円 |
| (主なもの) | |
| 北勢沿岸流域下水道(北部)管理費 | △12,679千円 |
| 中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸)管理費 | △37,452千円 |

(繰越明許費一覧表)

(単位：千円)

| 区 分 | 補正前の額 (A) | 今回追加・変更 を行う額 (B) | 補正後の額 (A) + (B) |
|-------------|--------------|---------------------|--------------------|
| 一 般 会 計 | 15,422,710 | 23,826,263 | 39,248,973 |
| 土 木 費 | 13,352,211 | 16,776,454 | 30,128,665 |
| 土木管理費 | 450,000 | 2,028,173 | 2,478,173 |
| 道路橋りょう費 | 7,589,331 | 9,286,275 | 16,875,606 |
| 河川海岸費 | 4,250,860 | 4,184,592 | 8,435,452 |
| 港 湾 費 | 336,000 | 297,830 | 633,830 |
| 都市計画費 | 726,020 | 967,584 | 1,693,604 |
| 住 宅 費 | — | 12,000 | 12,000 |
| 災害復旧費 | 2,070,499 | 7,049,809 | 9,120,308 |
| 流域下水道事業特別会計 | 200,472 | 2,520,267 | 2,720,739 |
| 合 計 | 15,623,182 | 26,346,530 | 41,969,712 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 課(室)名 | 支出科目 | | | |
|-----|-------------|------------------------------------|--------------------|--|---|--|--------|------|---------|-------------|--------------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 |
| 1-1 | 道路改築事業負担金 | 近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1-55 | 68,000 (H25.4) | 一般国道477号西浦バイパス道路改築事業において、道路立体化に要する経費の一部を負担する。 | (目的・理由) 道路改築事業による鉄道路立体化で踏切除却を行うことにより交通円滑化と踏切事故の解消を図る。 (根拠) 「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」及び「同細目要綱」に基づき近鉄との協定書 | ①公共財 健全かつ機能的な都市形成をする負担であることから公益性を有している。 | 道路建設課 | 土木費 | 道路橋りょう費 | 道路橋りょう新設改良費 | 道路整備交付金事業費 |
| 1-2 | 広域河川改修費負担金 | 同上 | 270,000 (H25.4) | 近鉄川原町駅付近連続立体交差事業と併せて実施する三滝川の狭窄部を解消する河川改修事業のたすめ、鉄道橋架け替えの一部に要する経費の一部を負担する。 | (目的・理由) 河川拓幅と鉄道橋の架け替えを行うことでネック点を解消し、治水安全度の向上を図る。 (根拠) 二級河川三滝川鉄道橋・道路橋緊急対策事業に基づき近鉄との協定書 | ①公共財 公共財である河川の改良に伴い発生する経費の負担であることから公益性を有している。 | 河川・砂防課 | 同上 | 河川海岸費 | 河川改良費 | 広域河川改修費 |
| 1-3 | 土地区画整理事業補助金 | 鈴鹿市白江土地区画整理組合 鈴鹿市南江島町19-26 | 132,000 (H25.4) | 都市計画事業として土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業に要する経費を補助する。 | (目的・理由) 秩序ある都市づくりのために、都市基盤整備を促進し、健全かつ機能的な市街地形成を図る。 (根拠) 県土整備部関係係補助金等交付要綱 | ①公共財 都市基盤の整備が不十分な地区における健全な市街地整備に寄与しており、公益性を有している。 | 都市政策課 | 同上 | 都市計画費 | 土地区画整理費 | 土地区画整理交付金事業費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

| (部局名: 県土整備部) (単位: 千円) | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------|------------------------------------|--------------------|---|---|---|-------|------|--------|---------------------|
| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由(目的・理由) | 公益性の判断及び理由 | 課(室)名 | 支出科目 | | |
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 |
| 1-4 | 連続立体交差事業負担金 | 近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1-55 | 830,000 (H25.4) | 近鉄川原町駅付近連続立体交差事業による鉄道施設高架化等の都市計画事業に要する経費の一部を負担する。 | 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除却を行うことにより、交通円滑化と踏切事故の解消を図る。 (根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同要綱」に基づき近鉄との協定書 | ①公共財 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に係る経費の負担であることから公益性を有している。 | 都市政策課 | 土木費 | 都市計画費 | 街路事業費 街路整備交付金事業費 |
| 1-5 | 下水道普及サブ事業補助金 | 津市 津市西丸之内23-1 | 80,445 (H25.9) | 平成7年度から12年度までの各年度に実施された市町村単独事業費のうち、平成3年度から平成7年度までの単独事業費の平均値を上回る部分に係る地方債の元利償還額の一部を助成する。 (平成12年度までの制度で、新規採択終了) | 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 | ①公共財 公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。 | 下水道課 | 同上 | 下水道事業費 | 下水道事業諸費 |
| 1-6 | 同上 | 四日市市 四日市市諏訪町1-5 | 88,669 (H25.9) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1-7 | 同上 | 伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29 | 28,128 (H25.9) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(都庁名: 県土整備部) (単位: 千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額 (予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 (目的・理由) | 公益性の判断及び理由 | 課(室)名 | 支出科目 | | |
|------|------------|------------------------|-------------------|--|---|------------|-------|-------|--------|---------|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 |
| 1-8 | 下水道普及事業補助金 | 松阪市 松阪市殿町1340-1 | 96,471 (H25.9) | 平成7年度から12年度までの各年度に実施された市町村単独事業のうち、平成3年度から平成7年度までの単独事業費の平均値を上回る部分に係る地方債の元利償還額の一部を助成する。 (平成12年度までの制度で、新規採択終了) | ①公共財 公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。 | 下水道課 | 土木費 | 都市計画費 | 下水道事業費 | 下水道事業諸費 |
| 1-9 | 同上 | 桑名市 桑名市中央町2丁目37 | 37,754 (H25.9) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1-10 | 同上 | 鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18 | 62,806 (H25.9) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1-11 | 同上 | 亀山市 亀山市本丸町577 | 18,280 (H25.9) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1-12 | 同上 | いなべ市 いなべ市員弁町笠田新田111 | 50,954 (H25.9) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1-13 | 同上 | 伊賀市 伊賀市上野丸之内116 | 19,999 (H25.9) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 課(室)名 | 支出科目 | | | | |
|------|----------------|---------------------------|-------------------|---|---|--|-------|------|-------|--------|---------|----|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 | |
| 1-14 | 下水道普及率アップ事業補助金 | 菟野町 三重郡菟野町大字 溜田1250 | 22,827 (H25.9) | 平成7年度から12年度までの各年度に実施された市町村単独事業費のうち、平成3年度から平成7年度までの単独事業費の平均値を上回る部分に係る地方債の元利償還額の一部を助成する。 (平成12年度までの制度で、新規採択終了) | (目的・理由) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 | ①公共財 の公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。 | 下水道課 | 土木費 | 都市計画費 | 下水道事業費 | 下水道事業諸費 | |
| 1-15 | 同上 | 玉城町 度会郡玉城町田丸 114-2 | 15,892 (H25.9) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1-16 | 同和地区公共下水道事業補助金 | 津市 津市西丸之内23-1 | 17,400 (H25.9) | 対象区域において、平成9年度から13年度までの5年間に実施した公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で、国の財政上の特別措置が講じられない管渠の建設に要する経費について、地方債の元利償還額の一部を助成する。 (平成13年度までの制度で、新規採択終了) | (目的・理由) 同和地区における公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 | ①公共財 の公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由(目的・理由) | 公益性の判断及び理由 | 課(室)名 | 支出科目 | | | | |
|------|-----------------------|-----------------|-------------------|--|---|--|-------|------|-----|-------|------------------|----|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | | |
| 1-17 | 住宅新築資金等貸付補助金(償還推進成事業) | 伊賀市伊賀市上野丸之内116 | 16,474 (H25.4) | 生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住宅環境の整備を図ることを目的として、住宅新築資金等貸付事業による貸付を行った市町に對し、当該貸付事業の実施に伴う市町の償還事務に要する経費の一部を助成する。 | (目的・理由) 貸付事業の実施に伴う市町の財政負担について、県が補助を行うことで、市町における貸付事業の円滑な実施を図る。(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミナム 当該事業は、市町村及び都道府県並びに国が一体となり、全国の市町村において実施された事業であり、公益性を有している。 | 住宅課 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 | 事業名 住環境整備事業費 | |
| 1-18 | 木造住宅耐震補強事業費補助金 | 津市津市西丸の内23-1 | 30,000 (H25.4) | 木造住宅の耐震補強工事に要する費用の一部を補助する。 | (目的・理由) 建築物の耐震改修の促進に関する法律および三重県耐震改修促進計画に基づき、既存の木造住宅の耐震性向上を図る。(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミナム 建築物の耐震改修の促進に関する法律で、現行の建築基準(最低基準)を満たす必要が示されており、平成16年からは、国の緊急課題と位置づけられている。 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | ユニバーサルハウジング推進事業費 | |
| 1-19 | 同上 | 四日市市四日市市諏訪町1-5 | 50,000 (H25.4) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1-20 | 同上 | 伊勢市伊勢市岩淵1丁目7-29 | 20,000 (H25.4) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 1-21 | 同上 | 桑名市桑名市中央町2丁目37 | 10,000 (H25.4) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額 (予定時期) | 事業内容 | 交付の目的、根拠及び理由 | 公益性の判断及び理由 | 課(室)名 | 支出科目 | | | | | |
|------|----------------|--------------------------|-------------------|----------------------------|---|--|-------|------|-----|-------|------------------|----|----|
| | | | | | | | | 款 | 項 | 目 | 事業名 | | |
| 1-22 | 木造住宅耐震補強事業費補助金 | 鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18 | 25,000 (H25.4) | 木造住宅の耐震補強工事に要する費用の一部を補助する。 | (目的・理由) 建築物の耐震改修の促進に関する法律および三重県耐震改修促進計画に基づき、既存の木造住宅の耐震性向上を図る。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム 建築物の耐震改修の促進に関する法律で、現行の建築基準(最低基準)を満たす必要が示されており、平成16年から、国の緊急課題と位置づけられている。 | 住宅課 | 土木費 | 住宅費 | 住宅管理費 | ユニバーサルハウジング推進事業費 | | |
| 1-23 | 同上 | 亀山市 亀山市本丸町577 | 16,500 (H25.4) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 1-24 | 同上 | 伊賀市 伊賀市上野丸之内 116 | 11,500 (H25.4) | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |